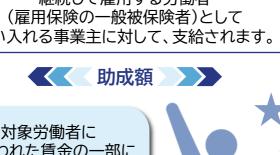
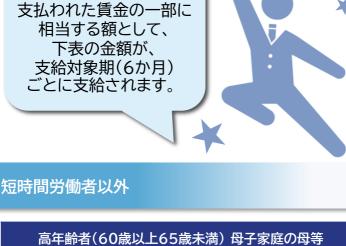
特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの

就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、 継続して雇用する労働者 (雇用保険の一般被保険者)として 雇い入れる事業主に対して、支給されます。



相当する額として、 下表の金額が、 支給対象期(6か月) ごとに支給されます。



	中小企業	中小企業以外			
支給額	60万円	50万円			
助成対象期間	1年				
期間ごとの支給額	30万円×2期	25万円×2期			
身体•知的障害者					
	中小企業	中小企業以外			
支給額	120万円	50万円			
助成対象期間	2年(1年)				

	中小企業	中小企業以外		
支給額	120万円	50万円		
助成対象期間	2年(1年)			
期間ごとの支給額	20万円×2期	15万円×2期		
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)				
	中小企業	中小企業以外		
支給額	240万円	100万円		
助成対象期間	3年(1年6か月)			
期間ごとの支給額	20万円×2期	15万円×2期		

(一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満)

高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等

	中小企業	中小企業以外			
支給額	40万円	30万円			
助成対象期間	1年				
期間ごとの支給額	20万円×2期	15万円×2期			
障害者					
	中小企業	中小企業以外			
支給 額	Ջ∩ъщ	30 ₅ ¤			

チェック項目	

以下のすべてに該当する事業主

20万円×2期

2年(1年)

15万円×2期

①雇用保険の適用事業主

②対象労働者をハローワーク等の紹介で、雇用 保険の一般被保険者として雇い入れる事業主

助成対象期間

期間ごとの支給額

- ③対象労働者を雇用保険の一般被保険者として 継続して雇用する事業主
- ④雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合によ る従業員の解雇をしていない ⑤助成対象期間中に事業主の都合により解雇・
- 雇止め等をしていないこと ⑥離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ
- 日における被保険者数の6%を超えていない ⑦対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状
- 況等を明らかにする書類備・保管し、審査に協 力する事業主 ⑧雇入れ日から起算して1年を経過する日(確認

日)の時点で離職している割合が25%が以下

⑨助成対象期間の末日の翌日から起算して1年 を経過する日(確認日)の時点で離職している 割合が25%以下